

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの際、

診断書の提出が1年間猶予されます。

※新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的な取扱いです。

1 対象者 次の①②を満たす方

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、更新時に**医師の診断書を添えて提出する必要がある方**
- ② 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が**令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方**

2 下記の点にご留意ください。

- ① お住いの市町村への**更新申請書の提出は必要**です。
(郵送による提出が可能かどうかは、お住いの市町村にお問い合わせください。)
- ② 診断書を提出せず更新手続きをされた場合は、**必ず1年以内に診断書を提出する必要がありますので、ご注意ください。**
診断書を取得されましたら、速やかにお住いの市町村にご提出ください。
- ③ 1年以内に診断書の提出がない場合、お手持ちの手帳が無効になります。
- ④ 年金証書等の写しを添付して申請される方は、通常どおり申請してください。
- ⑤ すでに更新の申請をされた方は、従来どおり手帳の有効期限が更新されます。